

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次 告示

◇ 告示 県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画の変更

鳥取県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、大鴨地区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を変更したので、同法同条同項において準用する同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
変更換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市葵町 倉吉市役所

四 異議の申立て

この変更換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。